1　登録番号　第26816号
2　登録年月日　平成30年４月24日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　Sunpet 1992
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第26817号
2　登録年月日　平成30年４月24日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　Sunpet 4571
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第26818号
2　登録年月日　平成30年４月24日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　Sunpet 1942
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第26819号
2　登録年月日　平成30年４月24日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　Sunsurf Miyarona
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第26820号
2　登録年月日　平成30年４月24日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　Sunpet 3674
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

○農林水産省告示第百二十二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年四月二十六日に消滅したものとみなされる。

令和八年二月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第25971号
2　登録年月日　平成29年４月25日
3　農林水産植物の種類
Calibrachoa Cerv.
4　登録品種の名称　PAS1020307
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Ball Horticultural Company
622 Town Road West Chicago, Illinois 60185 USA

1　登録番号　第25976号
2　登録年月日　平成29年４月25日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　BRESB13240
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Breier Haim Ilan
Bnei Zion 6091000, Israel

1　登録番号　第25984号
2　登録年月日　平成29年４月25日
3　農林水産植物の種類
Hydrangea L.
4　登録品種の名称　ボージィブーケ　でぴアン
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
坂本正次
群馬県桐生市黒保根町下田沢2822番地10

○農林水産省告示第百二十三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年四月二十九日に消滅したものとみなされる。

令和八年二月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第25184号
2　登録年月日　平成28年４月27日
3　農林水産植物の種類
Cymbidium Sw.
4　登録品種の名称　春祭り
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社向山蘭園
山梨県甲州市塩山熊野274番地

1　登録番号　第25186号
2　登録年月日　平成28年４月27日
3　農林水産植物の種類
Humulus lupulus L.
4　登録品種の名称　フラノ0204A号
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サッポロビール株式会社
東京都渋谷区恵比寿四丁目20番１号

○農林水産省告示第百二十四号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年二月十四日に消滅したものとみなされる。

令和八年二月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第18921号
2　登録年月日　平成22年２月12日
3　農林水産植物の種類
Hypsizygus marmoreus (Peck) Bigelow
4　登録品種の名称　黒姫Ｓ菌
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社ミスズライフ
長野県上水内郡飯綱町大字赤塩204－２

○経済産業省告示第六号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、令和七年経済産業省告示第百六十一号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）の全部を次のように改正し、令和八年二月六日から施行する。

令和八年二月五日

経済産業大臣　赤澤　亮正

災害名	地域		指定の期間
令和七年台風第二十二号に伴う災害	東京都	島しょ八丈町	令和七年十月八日から和八年五月五日まで

○国土交通省告示第二百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月五日

国土交通大臣　金子　恭之

一　施行者の名称　国土交通大臣
二　都市計画事業の種類及び名称　和歌山都市計画道路事業３・４・１３号貴志川ノ浦線
三　事業施行期間　自令和二年四月三十日至令和十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○防衛省告示第三十七号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が令和八年二月三日次のとおり決定された。

令和八年二月五日

防衛大臣　小泉進次郎